

平成23年(2011年)7月26日



埼玉県報

第 2 3 0 7 号
平成23年7月26日
火 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [二級建築士の取消し\(建築安全課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示\(保健体育課\)](#)
- [裁決手続開始の決定\(収用委員会事務局\)](#)

正誤

- [埼玉県告示第323号中訂正\(森づくり課\)](#)
- [埼玉県告示第324号中訂正\(森づくり課\)](#)

告 示

埼玉県告示第八百九十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年七月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年七月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ドットコム

三 代表者の氏名

細井 勇

四 主たる事務所の所在地

埼玉県戸田市大字新曽二千二百四十五番地

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者の社会参加を支援し、地域に住む人たちに対して情報技術（ＩＴ）の推進を図る事業を行うと共に、福祉の増進とすべての人が共存できるバリアフリー社会づくりを目指し、豊かな地域社会を創る活動に貢献していくことを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百九十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年七月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年七月十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ケアマネージメントサポートセンター

三 代表者の氏名

長谷川 佳 和

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市中央区下落合五丁目十番五号

五 定款に記載された目的

この法人は、居宅介護支援事業者等に対し、ケアマネージメントの質の向上及びこれにかかわる人々の実践力の強化をはかるための人材教育や環境整備を行い、寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百九十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年七月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年七月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人見沼小学児童保育の会どろんこクラブ

三 代表者の氏名

柴 田 真佐子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市見沼区東大宮二丁目四十三番地五号

五 定款に記載された目的

この法人は、会員の協働による運営の基、保育が必要とされる児童の豊かで安全な放課後の生活の場を築くことによつて、児童の心身とも健やかな発達を援助するとともに、健全で豊かな地域社会の確立をはかることを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百九十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年七月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）カスミ白岡原ヶ井戸店

埼玉県南埼玉郡白岡町白岡東二十七外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の所在地

（変更前）埼玉県南埼玉郡白岡町大字白岡二十七外

（変更後）埼玉県南埼玉郡白岡町白岡東二十七外

八 変更年月日

平成二十三年七月十三日

二 届出年月日

平成二十三年七月十三日

二 縦覧期間

平成二十三年七月二十六日から平成二十三年十一月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年七月二十六日から平成二十三年十一月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第八百九十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年七月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドイト戸田店

埼玉県戸田市大字新曽字稻荷千二百一番地外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前八時三十分から午後八時

（変更後）午前六時三十分から午後八時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時十五分から午後八時十五分

（変更後）午前六時十五分から午後八時十五分

八 変更年月日

平成二十三年九月一日

二 届出年月日

平成二十三年七月十四日

二 縦覧期間

平成二十三年七月二十六日から平成二十三年十一月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年七月二十六日から平成二十三年十一月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第八百九十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年七月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フォレオ菫蒲

埼玉県久喜市菫蒲町菫蒲北地区区画整理事業九街区一画地の一部及び二画地

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）フォレオ菫蒲

埼玉県南埼玉郡菫蒲町菫蒲北地区区画整理事業九街区一画地の一

部

（変更後）フォレオ菫蒲

埼玉県久喜市菫蒲町菫蒲北地区区画整理事業九街区一画地の一部

及び二画地

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）大和ハウス工業株式会社 代表取締役 村上健治

（変更後）大和ハウス工業株式会社 代表取締役 大野直竹

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 加藤修一

茨城県水戸市桜川一丁目一番一号 外 計四者

（変更後）株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内伸二

栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地 外 計六者

八 変更年月日

平成二十三年四月一日外

二 届出年月日

平成二十三年七月十四日

二 縦覧期間

平成二十三年七月二十六日から平成二十三年十一月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年七月二十六日から平成二十三年十一月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第九百号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年七月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フオレオ菖蒲

埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲北地区区画整理事業九街区一画地の一部及び二画地

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）六千四百六十二平方メートル

（変更後）一万四千二百七十四平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 四七八台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 九六三台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二四六台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 四一三台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 二八七平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 六二六平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 六十三・四立法メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 一一五・三立法メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時から午後九時

（変更後）株式会社トップカルチャー 午前七時から翌午前一時

その他の小売業を行う者 午前九時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時三十分から午後九時三十分

（変更後）午前六時三十分から翌午前一時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 二か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 四か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成二十四年三月十五日

二 届出年月日

平成二十三年七月十四日

二 縦覧期間

平成二十三年七月二十六日から平成二十三年十一月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年七月二十六日から平成二十三年十一月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第九百一号

平成二十二年埼玉県告示第四百六十三号で公示した公共測量(三級基準点測量)は、平成二十三年三月二十五日終了した旨測量計画機関の長である吉見町長新井保美から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年七月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九百二号

平成二十二年埼玉県告示第千二百二十七号で公示した公共測量（四級基準点測量及び出来形確認測量）は、平成二十三年三月十一日終了した旨測量計画機関の長である加須市長大橋良一から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年七月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九百三三号

平成二十二年埼玉県告示第八百四十七号で公示した公共測量（神川町都市計画図作成）は、平成二十三年三月十日終了した旨測量計画機関の長である神川町長清水雅之から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年七月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九百四号

平成二十二年埼玉県告示第千三百十九号で公示した公共測量（三、四級基準点測量及び出来形確認測量）は、平成二十三年三月二十二日終了した旨測量計画機関の長である深谷市長小島進から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年七月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九百五号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定より、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

平成二十三年七月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 免許の取消しをした年月日

平成二十三年七月十五日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名

高木 暉易

三 前号に掲げる者の二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

四 第二号に掲げる者の登録番号

第二九八四号

五 免許取消しの理由

建築士法第九条第一項第二号による

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年七月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年六月二十七日

指令川建セ第二二〇一二七一号

二 検査済証番号

平成二十三年七月二十一日

川建セ第二三〇〇三〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字下田五二四九番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県坂戸市につさい花みず木五丁目一〇番地一 ブルックパレスD棟一〇一

号室

稲葉 智弘

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年七月二十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕 子

一 許可番号

平成二十三年七月二十日

指令越建セ第二二〇〇七三一号

二 検査済証番号

平成二十三年七月二十二日

越建セ第一五六 一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡白岡町高岩一九四七 二 ツインハイム二〇一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡大字西条原字新田千四十二番五、千四十二番六

渡邊 久英

告 示

埼玉県教委告示第三十四号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）第二条の二第一項に規定する長期療養者の休業補償及び同条第二項に規定する年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額として、埼玉県教育委員会が定める額は、次の表の上欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額とし、平成二十三年八月一日から施行する。

平成二十二年埼玉県教委告示第二十九号（長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示）は、平成二十三年七月三十一日限り、廃止する。

この告示の最低限度額及び最高限度額に関する規定は、平成二十三年四月一日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償及び年金たる補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものについて適用する。

平成二十三年四月一日からこの告示の施行の日の前日までの間における最低限度額及び最高限度額の適用については、告示中「四、九二〇円」とあるのは「五、一五円」と、「一二、七五〇円」とあるのは「一三、二五五円」と、「五、五六五円」とあるのは「五、七七七円」と、「一三、〇二八円」とあるのは「一三、八三七円」と、「六、〇九〇円」とあるのは「六、三四九円」と、「一六、〇二八円」とあるのは「一六、七一二元」と、「六、五三九円」とあるのは「六、八四四円」と、「一八、五〇〇円」とあるのは「一九、四五四円」と、「六、七四九円」とあるのは「七、〇八八円」と、「二二、〇六五円」とあるのは「二二、三六二円」と、「六、六八八円」とあるのは「七、〇一六円」と、「二三、七五〇円」とあるのは「二三、九一六円」と、「六、二七四円」とあるのは「六、六一二元」と、「二四、四〇九円」とあるのは「二四、九〇〇円」と、「五、五四九円」とあるのは「五、九〇六円」と、「二三、一八三元」とあるのは「二三、四九九円」と、「四、六二九円」とあるのは「四、六三四円」と、「三、九四〇円」とあるのは「四、〇三〇円」とする。

平成二十三年七月二十六日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

年齡階層	最低限度額	最高限度額
二十五歲未滿	四、九二〇円	一二、七五〇円
二十五歲以上三十歲未滿	五、五六五円	一三、〇二八円
三十歲以上三十五歲未滿	六、〇九〇円	一六、〇二八円
三十五歲以上四十歲未滿	六、五三九円	一八、五〇〇円
四十歲以上四十五歲未滿	六、七四九円	二二、〇六五円
四十五歲以上五十歲未滿	六、六八八円	二三、七五〇円
五十歲以上五十五歲未滿	六、二七四円	二四、四〇九円
五十五歲以上六十歲未滿	五、五四九円	二三、一八三円
六十歲以上六十五歲未滿	四、六二九円	二〇、七五四円
六十五歲以上七十歲未滿	三、九四〇円	一五、二一七円
七十歲以上	三、九四〇円	一二、七五〇円

告示

埼玉県収用委員会告示第四号

平成二十三年七月二十日、土地収用法第四十五条の二の規定により、次のとおり
収用の裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成二十三年七月二十六日

埼玉県収用委員会会長 佐世 芳

一 事件番号

埼玉県収用委員会平成二十三年度第三号

二 起業者の名称及び住所

埼玉県

埼玉県知事 上田清司

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目一五番一号

三 事業の種類

所沢都市計画道路事業三・三・一号飯能所沢線

四 裁決手続開始の決定をした土地の所在、地番、地目及び面積

1 土地の所在 埼玉県所沢市大字山口字本村前

地番 一四二番

地目 登記簿 山林

現況 畑

面積 登記簿 一四五平方メートル

実測 一六四・六八平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 一三〇・七八平方メートル

2 土地の所在 埼玉県所沢市大字山口字本村前

地番 一四三番一

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 登記簿 五七五平方メートル

実測 六二二・七三平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 六〇三・九八平方メートル

3 土地の所在 埼玉県所沢市大字山口字本村前

地番 一四三番二

地目 登記簿 畑

現況 畑 公衆用道路

面 積 登記簿 五六平方メートル
実 測 五七・九九平方メートル

4 土地の所在 埼玉県所沢市大字山口字本村前
裁決手続開始の決定をした土地の面積 三五・〇七平方メートル

地 番 一四四番一
地 目 登記簿 畑
現 況 畑

面 積 登記簿 二〇〇三平方メートル
実 測 二一〇・四五平方メートル

5 土地の所在 埼玉県所沢市大字山口字本村前
裁決手続開始の決定をした土地の面積 一八一・二一平方メートル

地 番 一四四番一
地 目 登記簿 畑
現 況 畑 公衆用道路

面 積 登記簿 二〇〇三平方メートル
実 測 二一〇・四五平方メートル

6 土地の所在 埼玉県所沢市大字山口字本村前
裁決手続開始の決定をした土地の面積 二四八・四〇平方メートル

地 番 一四四番二
地 目 登記簿 畑
現 況 畑

面 積 登記簿 三・三〇平方メートル
実 測 三・三六平方メートル

5 土地所有者の氏名及び住所
裁決手続開始の決定をした土地の面積 三・三六平方メートル

氏 名 黒田 武
住 所 埼玉県所沢市大字山口四〇番地

六 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所、権利の種類
氏 名 株式会社日本政策金融公庫

住 所 東京都千代田区大手町一丁目九番三号
権利の種類 根抵当権

氏 名 所沢市
住 所 埼玉県所沢市並木一丁目一番地の一
権利の種類 使用借権

氏名	東京電力株式会社埼玉支店志木支社
住所	埼玉県志木市幸町一丁目八番五〇号
権利の種類	使用借権
氏名	東日本電信電話株式会社埼玉支店
住所	埼玉県さいたま市浦和区常盤五丁目八番一七号
権利の種類	使用借権

正 誤

埼玉県告示第三百二十三号（平成二十三年三月二十五日第二千二百七十三号）中
訂正

行

八行目

誤

秩父市中津川字後山五六二の一

正

秩父市中津川字後山五六二の一（次の図に示す部分に限る。）

行

十二行目の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供
する。）

正 誤

埼玉県告示第三百二十四号（平成二十三年三月二十五日第二千二百七十三号）中
訂正

行

八行目

誤

秩父市中津川字後山五六二の一

正

秩父市中津川字後山五六二の一（次の図に示す部分に限る。）

行

十二行目の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供
する。）